

令和 8 年度さかど市民塾実施要項

1 事業名

さかど市民塾

2 目的

講師になることにより「教えることは2度学ぶこと」を実践し、講師が「教える生きがい」を持ちながら、併せて市民の学習機会を創造することを目的として、講師を広く公募し、講座を開講する。

3 開講期間及び回数

令和 8 年 5 月～令和 9 年 2 月（4 月は準備期間、3 月は振替期間とする）
1 講座につき 20 回を上限とする。

4 講師の募集

（1）募集方法

広報さかど、ホームページ、チラシ、坂戸市公式ソーシャルメディア等

（2）要件

- ・さかど市民塾の目的に賛同していること
- ・自らさかど市民塾の講座の運営ができること
- ・18 歳以上であること（令和 4 年 4 月 1 日から成人年齢引き下げにより）
- ・講座の実施にあたり健康上の不安がないこと

（3）資格等

不問とし、坂戸市民に限定しない。

5 講座の条件

（1）学習内容

講師の企画書により設定する。ただし、特定の政治・宗教に偏るもの、営業性の強いものは採用しない。

（2）募集定員

5 人以上 20 人以内で講師が設定する（実施会場に使用人数の上限がある場合は、これを超えないものとする）。

（3）開催会場

各地域交流センター、勤労女性センターのいずれかとし、講師が事前に使用できる会場を確認する。施設の使用については、使用する施設の利用ガイドラインを遵守すること。ただし、各会場の同じ部屋の使用は 1 人 2 講座までとなります。

（4）応募方法

企画書（会場確認書類等を含む）の提出によりさかど市民塾講師の応募とする。

(5) 企画審査

さかど市民塾企画書審査委員会において応募のあった企画書を審査し、内容が適切ではないと判断した企画は受講生の募集を行わない。

(6) 開講要件

募集により 5 人以上の応募があった講座を開講する。

6 受講生の募集

(1) 募集方法

広報さかど、ホームページ、パンフレット、坂戸市公式ソーシャルメディア等

(2) 対象要件

限定なし（坂戸市民に限定しない）

(3) 応募方法

はがき・坂戸市電子申請届出サービス

7 実施に係る費用

(1) 会場使用料

講師負担とする

※会場使用料は、先払いとする。支払いが無い場合、予約が取り消しになることもある。

(2) 受講料・教材費

受講に当たって受講生は講師に受講料及び必要な教材費を支払い、講師は領収書を発行する。受講料は事務局が規定する基準の範囲内で講師が設定する。

8 企画書審査委員会

(1) 構成

坂戸市社会教育委員 3 名、さかど市民塾講師 4 名以内で構成する。講師選出委員は、さかど市民塾講師経験者の中から事務局が指名する。

(2) 内容

講師希望者から提出された企画書について事業の目的に沿っているかを審査する。審査意見に基づき受講生を募集する企画を事務局で決定する。

9 事業の休止

市内公共施設が休館となった場合、その期間内はさかど市民塾を休止する。

10 その他

さかど市民塾の事業の詳細については別途事務局が定める。

11 事務局

さかど市民塾の事務局は、坂戸市教育委員会社会教育課とする。